

SAMPLE

□□□株式会社 御中

20XX 年 X 月 X 日

名古屋国際弁理士法人

調査担当 □□ □□

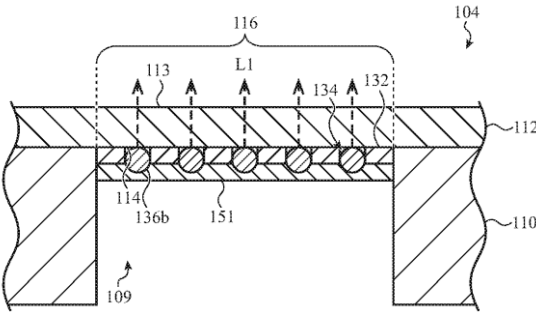
調査報告書

「タッチパネル式電子デバイス」に関する侵害予防調査

(当方整理 No. SPXXXXC)

1. 調査対象（貴社実施予定品）

- ・タッチパネル(104)と、制御部と、を備える電子デバイスであって、
- ・タッチパネル(104)は、複数の光源(136b)と、複数の微細孔(134)と、遮光層(112)と、樹脂層(132)と、を有し、
- ・制御部は、タッチパネルの押下操作を検出すると、複数の光源(136b)の中から発光させる光源を選択する処理を行うものであり、
- ・複数の微細孔(134)は、遮光層(112)において光源(136b)からの発光(L1)を通過させ、
- ・複数の光源(136b)は、遮光層(112)と樹脂層(132)に接触するように設けられている。



2. 調査結果

本調査では、生存中の特許・実用新案の公報（登録・公開を含む）において、調査対象（貴社実施予定品）にとって、侵害予防の観点で一定以上の関連性を有する特許・実用新案が計6件見つかりましたので（文献1～6）、後述のコメントを参考にご確認をお願いします。

(a)特に、文献1（特許/登録）は、侵害可否の観点で精緻な判断が必要になると思われますので、その後の対応について適宜ご相談ください。

(b1)文献2（特許/登録）については、例えば、貴社実施予定品の〇〇が〇〇〇であれば問題ないと思われますので、ご確認ください。

(b2)文献3（特許/登録）については、貴社実施予定品の△△を△△△のようにすると問題になる可能性があると思われますので、ご注意ください。

(c)文献4（特許/登録）については、貴社実施予定品では、□□が■ ■ ■であるため問題ないと思われます。

(d)文献5（特許/公開）については、現時点ではさらに補正されるかどうか、権利になるかどうかかわからないものですので、今後の審査動向につきご注意ください。

(e)文献6（実用新案/登録）については、現時点では有効な権利であるかどうかかわからないものですので、その点を考慮しつつご確認ください。

なお、本報告書に伴うご質問・ご相談については、即答できる場合のみ無料対応となり、そうでない場合は御見積後の有償対応となりますので、ご了承ください。

3. 添付資料

- ・文献1_特許-AAAAAA1（特許権者 XXXXXX1）
- ・文献2_特許-BBBBBB1（特許権者 XXXXXX2）
- ・文献3_特許-BBBBBB2（特許権者 XXXXXX3）
- ・文献4_特許-CCCCCC1（特許権者 XXXXXX4）
- ・文献5_特開 DDDDDD1（出願人 XXXXXX5）
- ・文献6_登実-EEEEEE1（実用新案権者 XXXXXX6）

4. コメント

(1) 文献1_特許-AAAAAA1 について（権利存続中）

- ・独立請求項：1、6（6は1の方法に関するもののため省略します）
- ・本特許には、「タクトスイッチの押下操作に応じて発光させる発光素子を選択する処理を行う」という限定がありますが、それ以外は貴社実施予定品との類似性が高めであると思われます。
- ・また、上記の限定内容についても明確な相違点と言えるかどうか疑義があるように思われます。
- ・従いまして、侵害可否の観点で精緻な判断が必要になると思われますので、**その後の対応について適宜ご相談ください。**
- ・その後の対応としては、侵害鑑定、設計変更、無効資料調査などがあります。

【請求項1】

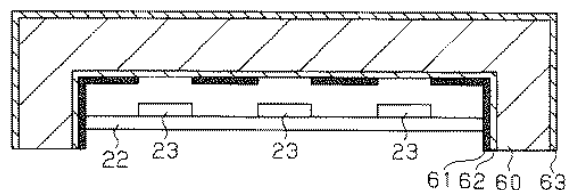
コントロールパネルと、制御回路と、を備える情報表示機能付きスイッチであって、

前記コントロールパネルは、複数の発光素子と、樹脂材と、遮光性の塗料層と、を有し、

前記制御回路は、タクトスイッチの押下操作に応じて発光させる発光素子を選択する処理を行うものであり、

前記塗料層の削り貫かれた部分を通じて発光素子の発光が外部に放出されることで、情報表示のための点灯がされるように構成されており、

前記塗料層が前記樹脂材上に設けられていることを特徴とする情報表示機能付きスイッチ。



【特許権者】

【出願日】

【優先日】

【登録日】

【発行日】

(2) 文献2_特許-BBBBBB1 について（権利存続中）

- ・独立請求項：1 のみ
- ・本特許には、「タッチセンサは、静電容量式のセンサ」であることと、「前面パネルは、強化ガラス」からなるという限定があります。
- ・従いまして、例えば、**貴社実施予定品のタッチセンサが静電容量式以外のセンサであれば問題ないと思われますので、ご確認ください。**
- ・あるいは、**貴社実施予定品の遮光層(112)が強化ガラス以外の素材からなるものであれば問題ないと思われますので、ご確認ください。**

【請求項1】

表示窓と、制御部と、を備える表示パネルであって、

前記表示窓は、タッチセンサと、複数のLEDと、前面パネル部と、複数の貫通孔と、を有し、

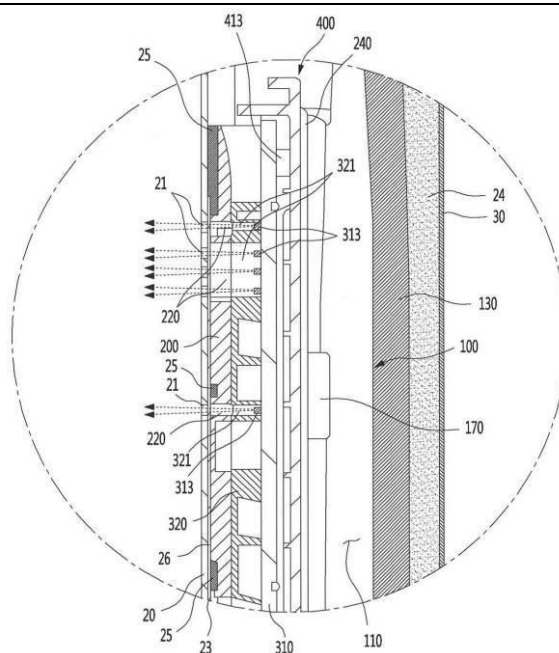
前記制御部は、前記前面パネル部への押下操作を前記タッチセンサによって検出すると、前記押下操作に対応するLEDを発光させる処理を行い、

前記タッチセンサは、静電容量式のセンサであり、

前記前面パネルは、強化ガラスからなり、

前記LEDにより発光された光が照射される部分のみが当該貫通孔を透過して前記前面パネルに数字が表示されるように構成されており、

前記複数の貫通孔は、内側がシーリング部材により満たされていることを特徴とする表示パネル。



(3) 文献3_特許-BBBBBB2 について (権利存続中)

- ・独立請求項：1、3
- ・本特許の請求項1には、「△△が△△△」であるという限定があります。
- ・また、請求項3には、「△△が△△△」であるという限定に加え、「▲▲が▲▲▲」であるという限定があります。
- ・従いまして、貴社実施予定品の△△を△△△のようにすると問題になる可能性があると思われますので、ご注意ください。

【請求項1】

．．．

【請求項3】

．．．

【特許権者】

【出願日】

【優先日】

【登録日】

【発行日】

(4) 文献4_特許-CCCCC1 について (権利存続中)

- ・独立請求項：1のみ
- ・本特許には、「□□が□□□」であるという限定があります。
- ・従いまして、貴社実施予定品では、□□が■ ■ ■であるため問題ないと思われます。

【請求項1】

．．．

【特許権者】

【出願日】

【優先日】

【登録日】

【発行日】

(5) 文献5_特開 DDDDDD1 について (審査中)

- ・独立請求項：1、3 (3 は方法に関するため省略します)
- ・本出願の直近補正後の請求項 1 には、「〇〇が〇〇〇」であるという限定がありますが、この限定を含め、貴社実施予定品との類似性が高めであると思われます。
- ・ただし、本出願については、現時点ではさらに補正されるかどうか、権利になるかどうか分からないものですので、**今後の審査動向につきご注意ください。**
- ・今後の審査動向については、J-PlatPat (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p0000>) 等からご確認いただけます。

【請求項 1】

．．．

【出願人】

【出願日】

【優先日】

【審査経過】

拒絶理由通知書	2024/11/05
手続補正書	2025/01/14
意見書	2025/01/14

(6) 文献6_登実-EEEEEEE1 について (権利存続中)

- ・独立請求項：1 のみ
- ・本実用新案には、「××が×××」であるという限定がありますが、この限定を含め、貴社実施予定品との類似性が高めであると思われます。
- ・ただし、本実用新案については、**現時点では有効な権利であるかどうか分からないものですので、その点を考慮しつつご確認ください。**
- ・その後の対応としては、特許庁への技術評価書の請求などがあります。

【請求項 1】

．．．

【実用新案権者】

【出願日】

【優先日】

【登録日】

5. 本調査について

5-1. 作業内容

(1) 後述する検索式を用いて、生存中の特許・実用新案の公開公報と登録公報をXXX件に絞り込み、

(2) 絞り込んだ公報の母集団について、要約書または独立請求項と課題または図面等の記載を手掛かりに、調査対象に対する侵害予防の観点からスクリーニングを行い、一定以上の関連性を有する6件の公報(文献1～6)を抽出した。

(3) また、抽出した6件の公報(文献1～6)について、現時点で把握済みの貴社実施予定品の情報を基にして独立請求項を簡易的に判定することにより、前述の調査結果およびコメントを導出した。

5-2. 検索式

- ・ 検索期間 : S36/01/09 ~ RXX/XX/XX
- ・ ステータス : ALIVE
- (1) F I :
- (2) F ターム :
- (3) 結合式 : (1) + (2)
- (4) クレーム :
- (5) クレーム :
- (6) クレーム :
- (7) 結合式 :
- (8) クレーム :
- (9) クレーム :
- (10) 結合式 : (1) + (2)
- (11) クレーム :

- (12) クレーム :
- (13) クレーム :
- (14) 結合式 : (11) & (12) + (11) & (13) + (12) & (13)
- (15) クレーム :
- (16) 全文 :
- (17) 全文近傍 :
- (18) 結合式 : (15) + (16) + (17)
- (19) 最終検索式 : (3) & {(7) + (10) + (14) + (18)} ・ ・ ・ XXX 件

5 - 3. F I の説明

5 - 4. F タームの説明

6. 備考

(1) 本調査は、調査目的、予算および工数等の総合的な観点を考慮した検索範囲内で行っております。このため、上記検索範囲外において、より関連のある特許・実案に関する公報等の文献が存在する可能性があります。この点、ご理解・ご了承のほどお願い申し上げます。

(2) 出願後1年半を経過していない発明等のように、公開されていないものにつきましては、検索対象に含まれておりませんので、ご留意願います。

(3) 所感等で示したコメントの記載事項は、上記調査担当の一見解であり、権利化・無効化・侵害／非侵害・有効性等を保証するものではありませんので、お含みおきください。

(4) 本調査結果が直接的な原因で貴社に何らかの損害が発生した場合に当法人が応じる損害賠償額は、本調査費用を限度と致します。

以上